

# 1. 用語について

No.	Q	A
用語 1	建築物とは？	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいいます。又これに附属する門や扉も含まれ、地下や高架に設ける事務所や倉庫も含みます。 (建築基準法第2条第一号)
用語 2	特殊建築物とは？	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これに類する用途を供する建築物をいいます。 (建築基準法第2条第二号)
用語 3	建築物の主要構造部とは？	主に、建築構造上から重要であるとされている壁、床、柱、はり、屋根、階段をいいます。 (建築基準法第2条第五号)
用語 4	延焼の恐れのある部分とはどの部分をいうのか？	隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物 (延べ面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内の建築物は、1の建築物とみなす。) 相互の外壁間の中心線(口において「隣地境界線等」という。)から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5メートル以下の距離にある建築物の部分をいいます。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除きます。 イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分 ロ 建築物の外表面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分 (建築基準法第2条第六号)
用語 5	耐火構造とは？	耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。 (建築基準法第2条第七号)
用語 6	耐火性能の技術的基準とは？	通常の火災において、非損傷性、遮熱性を有する事。屋内側からの火災において、遮炎性を有する事。これらの事を耐火性能の技術的基準といい、倒壊、延焼防止を目的としています。 (建築基準法施行令第107条)
用語 7	非損傷性とは？	構造耐力上支障のある変形・溶融・破壊その他の損傷を生じない性能をいいます。

No.	Q	A
用語 8	遮熱性とは？	壁、床などの区画部材について、いずれかの面から加熱を受けた時に、加熱面以外の面に接触している可燃物が燃焼しない、すなわち非加熱面側が、可燃物の燃焼温度以上に上昇しない性能をいいます。
用語 9	遮炎性とは？	加熱開始後、防火区画の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じない事をいいます。
用語 10	可燃物燃焼温度とは？	加熱面以外の面のうち最も温度が高い部分が 200℃、平均が 160℃のいずれか高いほうの温度とされています。 (H12 年 5 月 31 日建設省告示第 1432 号)
用語 11	準耐火構造とは？	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能の技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。また準耐火構造は、耐火構造の下位の構造として扱われ、耐火構造を含んだ意味になります。 (建築基準法第 2 条第七号の 2)
用語 12	準耐火性能の技術的基準とは？	耐火性能の技術的基準に準ずる基準が示されており、延焼抑制を目的としております。(建築基準法施行令第 107 条の 2)
用語 13	防火構造とは？	建築物の外壁、軒裏の構造のうち防火性能の技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗等の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。また防火構造は、準耐火構造の下位の構造として扱われます。 (建築基準法第 2 条第八号)
用語 14	防火性能の技術的基準とは？	建物周囲における火災を想定し、延焼抑制を目的として、非損傷性、遮熱性を有する事をいいます。(建築基準法施行令第 108 条)
用語 15	不燃材料とは？	建築材料のうち、不燃性能の技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。(建築基準法第 2 条第九号、平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1400 号(令和 4 年国土交通省告示第 599 号により改正)
用語 16	不燃性能の技術的基準とは？	建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間に、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、避難上有害な煙又はガスを発生しない事をいいます。 (建築基準法施行令第 108 条の 2)

No.	Q	A
用語 17	耐火建築物とは？	<p>特定主要構造部を耐火構造又は政令で定める技術的基準に適合するものとし、且つ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他政令で定める防火設備を設けた建築物で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。</p> <p>(建築基準法第2条第9の二号)</p>
用語 18	準耐火建築物とは？	<p>主要構造部を準耐火構造又は同等の準耐火性能を有するものとして政令で定める技術的基準に適合するものとし、且つ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等の防火設備を設けた建築物をいいます。</p> <p>(建築基準法第2条第9の三号)</p>
用語 19	防火壁等とは？	<p>延べ面積が1000m<sup>2</sup>超の建築物は、防火上有効な壁又は床で区画しなければなりません。これを防火壁等といい、1000m<sup>2</sup>以内で区画しなければなりません。</p> <p>※耐火・準耐火建築物、卸売市場の上家、機械製作工場、これらと同等以上に火災の発生するおそれが少ない建築物、畜舎その他政令で定める基準に適合する建築物で国土交通大臣が定める基準に適合するものは除く。</p> <p>(建築基準法第26条、建築基準法施行令第113条)</p>
用語 20	防火区画とは？	<p>建築物の火災拡大防止上有効な区画を防火区画といいます。耐火建築物、準耐火建築物は準耐火構造の床、壁、特定防火設備で区画しなければなりません。</p> <p>(建築基準法施行令第112条)</p>
用語 21	特定防火設備とは？	<p>防火戸、ドレンチャー等の防火設備において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。</p> <p>(建築基準法施行令第112条第1項)</p>
用語 22	防火設備とは？	<p>防火戸、ドレンチャー、その他火炎を有効に遮る設備です。</p> <p>(建築基準法施行令第109条)</p>
用語 23	10分間防火設備とは？	<p>第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。</p> <p>(建築基準法施行令第112条第12項)</p>

No.	Q	A
用語 24	20分間防火設備とは？	<p>20分間防火設備の構造方法は次に定めるものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第2条第九号の二ロに規定する防火設備</li> <li>法第27条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備</li> <li>建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備</li> </ol> <p>(令和元年国土交通省告示第196号)</p>
用語 25	30分間防火設備とは？	<p>次に掲げる防火設備を言います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令第104条第五項において読み替えて準用する令第112条第21項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備</li> <li>鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが1.0mm以上のもの(耐熱結晶化ガラス(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが5mm以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏30度から摂氏750度までの範囲において、一度につき<math>0 \pm 0.000005</math>であるものに限る。次号イにおいて同じ。)を用いたものを含む。)</li> <li>枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備           <p>イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。</p> <p>ロ はめごろし戸であること。</p> <p>ハ 幅が1000mm以上1200mm以下で高さが1600mm以上2400mm以下の開口部に取り付けられたものであること。</p> <p>ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが3mm以上の取付部材(ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(ii)において同じ。)により枠に堅固に取り付けること。</li> <li>(ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に250mm以下の間隔で固定すること。</li> <li>(iii) ガラスの下にセッティングブロック(鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。)を設置すること</li> <li>(iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを7mm以上とすること。</li> </ul> <p>ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの(シリコーン製であるものに限る。)</li> <li>(ii) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。)</li> </ul> </li> </ol> <p>(令和元年国土交通省告示第194号)</p>

No.	Q	A
用語 26	75分間防火設備とは？	<p>以下1～4いずれかに該当する防火設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後75分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備</li> <li>骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが0.8mm以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備</li> <li>鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが1.6mm以上の防火設備</li> <li>厚さ28mm以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備 (令和元年国土交通省告示第193号)</li> </ol>
用語 27	面積区画とは？	防火区画の分類の一つとして、一定の面積毎に設けることが規定されていますが、これを通称、面積区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第1、4、5、6項)
用語 28	堅穴区画とは？	防火区画内の吹き抜け、階段室、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分を、その他の部分と分けるために、規定されていますが、この部分を通称、堅穴区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第11項)
用語 29	異種用途区画とは？	一つの建築物の中に、劇場、映画館、マーケット、ホテル等、目的の異なる部分がある場合、これらをその他の部分と分けるために規定されていますが、これを通称、異種用途区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第18項)
用語 30	高層面積区画とは？	11階以上の高層部分については特に厳しく面積区画が規定されています。これを通称、高層面積区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第7項～第10項)
用語 31	防煙壁とは？	間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁、その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたものを防煙壁といいます。 (建築基準法施行令第126条の2)
用語 32	防煙区画とは？	火災時の煙の拡散を防ぐために、防煙壁で区切られた区画を防煙区画といいます。防煙区画は床面積500m <sup>2</sup> 以内ごとに設ける必要があります。 (建築基準法施行令第126条の3)
用語 33	区画貫通部とは？	防火区画を、給水管、配電管、他の管、ケーブル等が貫通する部分をいいます。 (建築基準法施行令第112条第20項、同第129条の2の4第1項第七号)

No.	Q	A
用語 34	ケーブル配線の区画貫通部の防火措置工法とは？	通常の火災の場合、非加熱側に火炎を出さないようにする為に、区画貫通部に防火措置を施す工法の事をいいます。(建築基準法第36条、(建築基準法施行令第112条第20項、第129条の2の4第1項第七号)
用語 35	E P Sとは？	堅穴区画の一部で、ELECTRIC PIPE SHAFT(又はSPACE)の略語です。東京都火災予防審議会では「電気配線シャフト」と統一して呼んでいます。
用語 36	大臣認定とは？	国土交通大臣に指定されている指定性能評価機関によって評価が行われた工法に対して、申請により国土交通大臣が認定を行うことをいいます。 ケーブル防火区画貫通部においては、法律で決められている工法、若しくは大臣認定を受けた工法による施工が義務付けられています。
用語 37	B C J評定とは？	B C Jとは、(一財)日本建築センター、The Building Center of Japanの略称です。 以前は、B C Jの中に設置されていた防災性能評定委員会による性能評価によって、その工法が建築基準法に定められている防火基準を満たしているかどうかを評価していました。これをB C J評定と呼んでいました。現在、B C J評定のほとんどは大臣認定に移行され、移行認定という通称で使用されております。
用語 38	防火区画に貫通されるケーブル記号の意味は？	防火区画に貫通される代表的なケーブルの記号は、次の通りです。 C V : 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル C V T : トリプレックス型(3心撚) C V V V : ビニル絶縁ビニルシースケーブル C V V : 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル I V : 屋内ビニル絶縁電線 E M - I E (IE/F) : 屋内用耐燃性ポリエチレン絶縁電線 E M - C E (CE/F) : 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル E M - E E (EE/F) : ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル E M - C E E (CEE/F) : 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル

No.	Q	A
用語 39	ケーブルの占積率とは？	<p>防火区画貫通部の開口面積に対するケーブル断面積総計との比率の事で、以下の式で求められます。</p> $\text{占積率（%）} = (\text{ケーブル総断面積} / \text{開口面積}) \times 100$ <p>（注）トリプレックス型ケーブルのケーブル断面積を算出する場合には、各線心断面積を求めて、それを3倍して下さい。（包絡円径は使わない。）</p> <p>大臣認定工法では、付帯条件の最大の占積率が記載されておりますので、遵守の上、施工して下さい。</p>
用語 40	ケーブルサイズとは？	<p>ケーブルサイズは1心当たりの導体断面積で表され、単位は<math>\text{mm}^2</math>になります。</p> <p>従って、C V 3×325 <math>\text{mm}^2</math>は325 <math>\text{mm}^2</math>の導体が3本使用されたケーブルになります。</p>
用語 41	ケーブル導体の種類は？	<p>ケーブルに使用される導体としては、銅、アルミなどがありますが、主として銅が使用されています。</p> <p>また、光ケーブルには、芯線としてガラス纖維が使用されています。</p>
用語 42	絶縁体とは？	絶縁体とは、ケーブル導体上に被覆された部分で、特性としては電気絶縁性能が必要です。主として、塩化ビニル系、ポリエチレン系、エチレンプロピレン系材料が使われています。
用語 43	介在物とは？	介在物とは、ケーブルを丸く仕上げるために絶縁線心間に充填する材料のことです。主として、紙紐、ポリプロピレン紐、ジュークトなどが使用されています。
用語 44	シースとは？	シースとはケーブルの最外層に施されたもので、絶縁体への外傷、浸水等を防ぐためのもので、防食層と呼ぶ場合もあります。主として、塩化ビニル系材料や、耐燃性ポリエチレンなどが使用されています。
用語 45※1	特定避難時間とは？	特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上まで避難を終了するまでに要する時間のことをいいます。 (令第110条第一号)
用語 46※3	1時間準耐火基準とは？	令第112条第2項に掲げる基準のことをいいます。
用語 47※1	火災継続予測時間とは？	建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間 (建築基準法施行令第109条の8)

No.	Q	A
用語 48※2	強化天井とは？	天井のうち、その下方からの通常の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。 ※国土交通大臣が定めた構造方法：平成 28 年国土交通省告示第 694 号
用語 49※3	75 分間準耐火構造とは？	令和元年国土交通省告示第 193 号第 2 第 10 項に掲げる基準に適合する構造をいいます。
用語 50※5	90 分間準耐火構造とは？	令和元年国土交通省告示第 193 号第 2 第 9 項に掲げる基準に適合する構造をいいます。
用語 51※5	2 時間準耐火構造とは？	令和元年国土交通省告示第 193 号第 2 第 8 項に掲げる基準に適合する構造をいいます。
用語 52※3	通常火炎終了時間とは？	建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいいます (建築基準法第 21 条)
用語 53※3	延焼防止建築物とは？	建築基準法施行令第 136 条の 2 第一号口に掲げる基準に適合する建築物 (建築確認申請書)
用語 54※3	準延焼防止建築物とは？	建築基準法施行令第 136 条の 2 第二号口に掲げる基準に適合する建築物 (建築確認申請書)
用語 55※4	避難時倒壊防止構造とは？	法第 27 条第 1 項において規定された建築物のうち耐火建築物以外のもの (国住指第 654 号、国住指第 41 号：令和元年 6 月 24 日)
用語 56※4	炎侵入防止構造とは？	取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造 (平成 27 年告示第 255 号)
用語 57※4	特定避難時間防火設備とは？	建築物の固有特定避難時間の区分に応じ定める防火設備 (平成 27 年告示第 255 号)
用語 58※4	固有特定避難時間とは？	避難時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の特定避難時間 (国住指第 3950 号 令和 2 年 2 月 26 日)
用語 59※4	実特定避難時間とは？	在館者避難時間、常備消防機関の現地到着時間、捜索時間及び退避時間を用いて算出された時間。 (国住指第 3950 号 令和 2 年 2 月 26 日)
用語 60※4	補正固有特定避難時間とは？	燃えしろ設計を適用する避難時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の特定避難時間 (国住指第 3950 号 令和 2 年 2 月 26 日)

No.	Q	A
用語 61※4	上階延焼抑制防火設備とは？	上階延焼抑制防火設備は、外壁開口部を介した上階延焼を防止することで、出火階以外への火災の拡大を抑制し、消防隊による円滑な在館者の捜索を実施するために求められる防火設備であり、必要遮炎時間に応じて、必要となる防火設備の仕様が決定する (国住指第3950号 令和2年2月26日)
用語 62※4	必要遮炎時間	平成27年告示第255号第1第7項で算出された時間
用語 63※4	上階延焼抑制時間	平成27年告示第255号第1第7項で算出された時間
用語 64※4	天井延焼抑制時間	平成27年告示第255号第1第7項で規定された時間
用語 65※4	特定準耐火構造とは？	主要構造部が建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合するもの (国住指第558号 平成27年5月27日)
用語 66※4	火災時倒壊防止構造とは？	法第21条第1項に規定する建築物 (国住指第654号、国住指第41号：令和元年6月24日)
用語 67※4	通常火災終了時間防火設備とは？	建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ定める防火設備 (令和元年告示193号)
用語 68※4	固有通常火災終了時間とは？	火災時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の通常火災終了時間 (国住指第3950号 令和2年2月26日)
用語 69※4	補正固有通常火災終了時間とは？	燃えしろ設計を適用する火災時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の通常火災終了時間 (国住指第3950号 令和2年2月26日)
用語 70※5	特定主要構造部とは？	主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分 (建築基準法第2条第九号の2)
用語 71※5	特定区画とは？	令第108条の3第一号の規定する通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できる床、壁及び防火設備で区切られた区画。 (令和6年国土交通省告示第231号)
用語 72※5	火熱遮断壁等とは？	壁、柱、床その他の建築物の部分又は令第109条に規定する防火設備(以下この条において「壁等」という。)のうち、109条の8に定める基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 (建築基準法施行令第109条の8)

用語 73※5	周辺危害防止構造とは？	建築物の周囲への放射熱（受熱量）の影響が避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとなるよう、国土交通大臣が定める算出方法によって算出される建築物の周囲における熱量が規定以上となる建築物の周囲の面積が、一定規模以下となるような構造 (国住指第434号 令和6年3月29日)
用語 74※5	特定部分とは	防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって他の部分と有効に区画されている部分 (建築基準法第26条第2項)

※1 平成26年建築基準法改正より

※2 平成28年建築基準法改正より

※3 平成30年建築基準法改正より

※4 令和元年度建築基準法等に基づく告示の制定・改正より

※5 令和6年建築基準法改正より